

## 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第 4 回)

日本公認会計士協会  
副会長 関根 愛子

本ワーキンググループは、「日本再興戦略」改訂 2015 における「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進」を受けて実施されているものであり、その中には、実質的な監査の一元化や株主総会関連の日程の適切な設定を含め、統合的な開示の在り方について総合的に検討を行う旨が記載されています。この点につき、次のとおり私の意見を述べさせていただきます。

### **法定開示書類の一体的開示及び実質的な監査の一元化**

投資家が必要とする十分な情報を効果的かつ効率的に提供するとともに、情報開示の不効率性、後発事象の取扱いといった、二元的開示制度による我が国固有の問題点を克服するため、確報値である会社法と金商法の法定開示における財務情報は一元化し、監査報告書日を同一日付とすることで監査も実質的に一元化し、株主総会前に提供すべきであり、具体的には以下のように考えています。

#### **1. 情報の信頼性確保のため、十分な作成期間と十分な監査期間の確保**

一元化した開示のタイミングとしては、現在の会社法監査報告書日付（平均決算日後 42 日程度）では、諸外国と比較してもかなり早く、十分な作成、監査期間が確保できないものの、金商法監査報告書日付（平均決算日後 85 日程度）までは、必ずしも要しないのではないかと考えられ、一般にその中間あたりの時期というのが目安となると考えられます。

#### **2. 株主総会における有価証券報告書の有効利用のための十分な検討期間の確保**

機関投資家からは、株主総会に有価証券報告書を利用したいとの指摘があり、1 か月程度の検討期間を確保したタイミングでの開示が必要と考えられます。

※「上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。」(CGコード補充原則 1-2①)

### 3. 株主総会開催日の集中回避

企業と株主（投資家）の建設的対話促進のためには、株主総会開催日の集中回避が必要であるとされています。しかしながら、情報の信頼性確保の観点から、一元化した開示のタイミングは上記1のとおりと考えており、株主総会開催日後倒しの方向性への会社の選択肢拡大に向けた検討が重要と考えます。

※「上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。」（CGコード補充原則1－2③）

以上から、これまでの議論では、有価証券報告書の様式で計算書類等を作成することが可能であることを明確化する方向性が検討されており、このこと自体は有意義な方向性と考えますが、上述の法定開示書類の一体的開示及び実質的な監査の一元化についても合わせて検討が必要であると考えます。

また、株主総会の7月開催（3月決算の場合）については、様々なメリットとデメリットが指摘されているところであるため、引き続き検討が必要であると考えます。

以 上